

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）第六十六条の四各項各号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第四百二十六号（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六条の四の規定に基づく研修に関する告示を定める件）の一部を次のように改正し、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（研修科目、範囲及び時間）</p> <p>第二条 省令第六十六条の四第一項各号（第四号の二を除く。）の経済産業大臣が定める研修は</p>	<p>（研修科目、範囲及び時間）</p> <p>第二条 省令第六十六条の四第一項各号の経済産業大臣が定める研修は、次の表の上欄に掲げる</p>

、次の表の上欄に掲げる指定の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定の区分	一 省令第 六十六 条の二 第一 項第一 号及び 第四 号の二 に規定 する 区分
修	〔略〕

指定の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定の区分	一 省令第 六十六 条の二 第一 項第一 号に規 定す る 区分
修	〔略〕

四 省令第	三 〔略〕	二 省令第 六十六 条 の二第 一 項第二 号 及び第 四 号の三 に 規定す る 区分
別表第四に掲げる研修であつ	〔略〕	〔略〕

四 省令第	三 〔略〕	二 省令第 六十六 条 の二第 一 項第二 号 に規定 す る 区分
別表第四に掲げる研修であつ	〔略〕	〔略〕

<p>六十六条で、協会又は検査組織等調査機 の二第一 関（同表第一号及び第四号の科 項第四号 目の研修にあつては、検査組織 に規定す 等調査機関としての指定を受け る区分 ようとする者を含む。）が行う もの。ただし、次の各号に掲げ る者にあつては、それぞれ当該 各号に掲げる科目の研修を受け ることを要しない。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 現に省令第六十六条の二第 一項第二号の区分に係る統括 検査組織等調員として選任さ</p>
---	--

<p>六十六条で、協会又は検査組織等調査機 の二第一 関（同表第一号及び第四号の科 項第四号 目の研修にあつては、検査組織 に規定す 等調査機関としての指定を受け る区分 ようとする者を含む。）が行う もの。ただし、次の各号に掲げ る者にあつては、それぞれ当該 各号に掲げる科目の研修を受け ることを要しない。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 現に省令第六十六条の二第 一項第四号の区分に係る統括 検査組織等調員として選任さ</p>
---	--

五・六 「略」	
「略」	れている者 同表第一号、第二号及び第三号の科目 三 「略」

第三条 省令第六十六条の四第二項各号（第四号の二を除く。）の経済産業大臣が定める研修は、次の表に掲げる研修であつて、検査組織等調査機関が行うものとする。ただし、現に省令第六十六条の二各号に規定するいずれかの区分の検査組織等調査員として選任されている者が、

五・六 「略」	
「略」	れている者 同表第一号、第二号及び第三号の科目 三 「略」

第三条 省令第六十六条の四第二項各号の経済産業大臣が定める研修は、次の表に掲げる研修であつて、検査組織等調査機関が行うものとする。ただし、現に省令第六十六条の二各号に規定するいずれかの区分の検査組織等調査員として選任されている者が、同条各号に掲げる他の

同条各号に掲げる他の区分の検査組織等調査員を兼務しようとするときは、改めて当該研修を受けることを要しない。

区分の検査組織等調査員を兼務しようとするときは、改めて当該研修を受けることを要しない。

備考 表中の「」は注記である。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第一条ただし書の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第八百八十七号（高圧ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができ
る手数料を定める件）の一部を次のように改正し、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令
和五年十二月二十一日）から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
〔略〕 法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新 に関する手数料	〔略〕 法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新 に関する手数料

<p>法第三十九条の十三の認定又はその更新に関する手数料</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	